

詳細仕様書

1 目的

岸和田水道センター（以下「発注者」という。）が使用する口径 50 mm以上の量水器（以下「メーター」という。）の購入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 規格および購入個数

口径 (mm)	規 格	購入個数 (個)
φ 75	たて型軸流羽根車式電子式メーター[遠隔式、液晶デジタル表示] 6桁・Q3=63 m ³ /h, Q3/Q1=100, 全長=630 mm, 上水フランジ 伸縮補足管	30

※全長は補足管を含む。

3 バーター

- (1) スクラップメーターを下取りし、納品するメーターは新品とする。
- (2) スクラップメーターは納入時に、納入個数と同数を引き渡すものとする。
- (3) スクラップメーターの機種は、たて型軸流羽根車式電子または電磁式水道メーター(フランジ式、鋳鉄製)とする。(カウンターおよびケーブルを含む。)

4 見積書記載方法

口径毎に、単価（10円止め）(円) × 個数で計算すること。ただし、消費税および地方消費税抜きの価格とする。

5 法令および規格の遵守

メーターは、水道法、計量法及びその他関連法規を遵守し、発注者が規定する事項を除き、関係諸規格を準用したものとする。

6 付属品

購入価格には、カウンター、ケーブル 10m、補足管（ストレーナー付）、ステンレス（焼付け防止加工した）ボルトナット 8本、パッキン 2枚を含むものとする。

7 材質・品質・構造

- (1) 鉛レス銅合金製又はダクタイル鋳鉄製
- (2) メーターおよび付属品に使用する部品は、計量法および「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
- (3) メーターの鉛の浸出性能基準は、鉛の量に関して 0.01 mg/l以下を 8年間保持するものとする。
- (4) メーターの内部部品は、水質に影響をおよぼさない耐食性、耐磨耗性に優れた

材料を用いるものとする。

- (5) 有効検定期間内に電子式量水器の電池切れが生じた場合、そのメンテナンスにかかる費用は受注者負担とする。
- (6) フランジは、口径 50 mmについては JIS10K 規格とし、それ以外の口径は上水規格とする。口径 50mm については JIS10K 規格対応のため楕円穴加工での対応も可とする。

8 塗装

材質が鉛レス銅合金製のメーターおよび補足管は無塗装とする。但し、酸化止処理を施すこととする。

材質がダクタイル鋳鉄製のメーターおよび補足管の塗装方法は、エポキシ樹脂粉体塗装またはエポキシ樹脂塗料塗装方法のいずれかによるものとする。

上蓋については、発注者の指定する色とする。

9 メーター番号の表示

メーターの上ケースと上蓋表面には発注者が指定するメーター番号を打刻すること。またカウンターにもメーター番号を表示すること。

10 検定および検定満期満了の表示

- (1) メーターは納品日の 1 ヶ月以内に検定検査を受け合格したものとする。
- (2) メーターには次のいずれかの証印を付する。
 - ① 計量法第 72 条第 1 項に規定する検定証印
 - ② 計量法第 96 条第 1 項に規定する基準適合証印
 - ③ 指定製造事業者の指定等に関する省令第 8 条第 4 項に基づき認められた準適合証印
- (3) 検定満期の満了表示は、メーターの蓋裏面にシールで表示すること。

11 納品

- (1) フランジの保護および異物の混入等を防止するため、フランジ部にカバー等を取り付け、メーターの損傷を防ぐため、適切な梱包をして納品すること。
- (2) 納品場所において、仕様書その他提出書類により、数量の確認・外観・形状・検定証印・メーター番号など職員の検査を受けた後、発注者に引き渡さなければならない。
- (3) 納入にかかる経費は受注者の負担とする。

12 提出書類

- (1) 納品書
- (2) 水道メーター検定合格証明書もしくは器差成績表
なお、(2) については A 4 版で口径・メーカー型式・メーター番号・検定年月日・検定有効月等を記載すること。

13 承認事項の変更

承認事項に変更が生じたときは、速やかに変更承認願書と、必要な図面および図書を添付して承認を得るものとする。

14 疑義・その他

この仕様書に定めのない事項および本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、発注者受注者協議の上決定するものとする。